

## 次世代育成支援対策法に基づく行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの5年間

### 2. 内容

目標1 : 令和6年度までに年次有給休暇取得率50%以上を目指す。

<対策>

- 令和2年度～ 取得状況を集計したものを経営陣に報告し、年次有給休暇の取得促進を促す。

目標2 : 社員の所定外労働時間削減のための施策を実施する

- 令和2年5月～ 部署ごとでの実態を把握し、施策を検討する。
- 令和3年度～ 検討した施策を実施する。

以上